

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 派遣学生（第3条—第11条）
- 第3章 派遣特別研究学生（第12条—第20条）
- 第4章 特別聴講学生（第21条—第27条）
- 第5章 特別研究学生（第28条—第35条）
- 第6章 雑則（第36条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、香川大学大学院学則第40条（第3項及び第4項を除く。）及び第41条並びに第66条及び第68条の規定に基づき、香川大学大学院創発科学研究科（以下「本研究科」という。）に在学中の学生で、本研究科が教育上有益と認める他の大学の大学院の授業科目の履修をしようとする学生（以下「派遣学生」という。）及び他の大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする学生（以下「派遣特別研究学生」という。）並びに特別聴講学生及び特別研究学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「他の大学院」とは、本研究科と学生の交流を行う国立、公立及び私立の大学の大学院又は外国の大学の大学院をいう。

2 この規程において「他の大学院等」とは、本研究科と学生の交流を行う国立、公立及び私立の大学の大学院又は研究所等及び外国の大学の大学院又は研究所等をいう。

3 この規程において「大学間等協議」とは、学生の交流を行うに当たって、あらかじめ本研究科と他の大学院等との間で、履修できる授業科目の範囲、研究指導できる範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等費用の取扱方法その他必要とされることについて行う協議をいう。

第2章 派遣学生

（取扱いの要件）

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間等協議が成立した他の大学院について行う。

ただし、外国の大学院で、やむを得ない場合は、事前の大学間等協議を欠くことができる。

2 前項の大学間等協議を行うに当たり、研究科長は学長に意見を述べるものとする。

（出願手続）

第4条 派遣学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

- 一 他の大学院への派遣学生願（別紙様式1）
- 二 その他当該他の大学院が必要とする書類

2 外国の大学の大学院へ留学する場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 研究科長の推薦書
- 二 健康診断書
- 三 学業成績証明書
- 四 当該他の大学院の同意書

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があったときは、研究科長は審査の上、学長に上申するものとする。

(派遣期間)

第6条 派遣学生の派遣期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由のある場合は、当該他の大学院との協議により、その延長を認めることができる。

2 履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間の取扱い)

第7条 派遣学生としての履修期間は、本研究科の在学期間に算入する。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が、他の大学院で修得した単位は、10単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 単位の認定は、当該他の大学院の交付する学業成績証明書により研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

(履修報告書の提出)

第9条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、速やかに研究科長を経て、学長に他の大学院の授業科目履修報告書(別紙様式2)及び当該他の大学院の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(授業料等)

第10条 派遣学生の授業料等については、大学間等協議の定めるところによる。

(派遣許可の取消し)

第11条 派遣学生が、疾病その他の理由により履修が困難と認められるときは、当該他の大学院との協議により、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 派遣特別研究学生

(取扱いの要件)

第12条 派遣特別研究学生の取扱いは、原則として大学間等協議が成立した他の大学院等について行う。ただし、外国の大学の大学院及び研究所等で、やむを得ない場合は、事前の大学間等協議を欠くことができる。

2 前項の大学間等協議を行うに当たり、研究科長は学長に意見を述べるものとする。

(出願手続)

第13条 派遣特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

- 一 派遣特別研究学生願（別紙様式3）
- 二 その他当該他の大学院等が必要とする書類
- 2 外国の大学の大学院又は研究所等へ留学する場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 研究科長の推薦書
 - 二 健康診断書
 - 三 学業成績証明書
 - 四 当該他の大学院等の同意書

（派遣の許可）

第14条 派遣特別研究学生の願い出があったときは、研究科長は審査の上、学長に派遣を上申するものとする。

（派遣期間）

第15条 派遣特別研究学生の派遣期間は、1年を超えることができない。

（在学期間の取扱い）

第16条 派遣特別研究学生として研究指導を受けた期間は、本研究科の在学期間に算入する。

（研究報告書等の提出）

第17条 派遣特別研究学生は、他の大学院等における研究指導が終了したときは、速やかに研究科長を経て、学長に研究成果の概要等を記載した派遣特別研究学生研究報告書（別紙様式4）及び他の大学院等の長が交付する研究指導の概要等を記載した派遣特別研究学生研究指導報告書（別紙様式5）を提出しなければならない。

（研究指導の認定）

第18条 派遣特別研究学生が、他の大学院等において受けた研究指導は、前条に規定する報告書により、本学における課程修了に必要な研究指導の一部として認定することができる。

（授業料等）

第19条 派遣特別研究学生の授業料等については、大学間等協議の定めるところによる。

（派遣許可の取消し）

第20条 派遣特別研究学生が、疾病その他の理由により研究が困難と認められるときは、当該他の大学院等との協議により、派遣の許可を取り消すことがある。

第4章 特別聴講学生

（取扱い要件等の準用）

第21条 第3条、第5条、第6条及び第11条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において第3条第1項、第5条、第6条第1項及び第11条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条及び第11条中「派遣」とあるのは「受入れ」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第 22 条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、学期の始まる 2 月前 (外国の大学の大学院の学生の場合は、原則として 4 月前) までに、所属大学を通じて研究科長に提出しなければならない。

- 一 特別聴講学生願 (別紙様式 6)
- 二 在学証明書
- 三 学業成績証明書
- 四 健康診断書
- 五 所属大学の研究科長の推薦書
- 六 その他本研究科が必要とする書類

(受入れの通知)

第 23 条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、所属大学に通知するものとする。

(授業科目の履修の範囲)

第 24 条 特別聴講学生は、大学間等協議に基づき、本研究科の授業科目を 14 単位を超えない範囲で履修できるものとする。

(学業成績証明書の交付)

第 25 条 研究科長は、特別聴講学生に学業成績証明書を交付する。

(学生証)

第 26 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(費用の負担)

第 27 条 履修に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

第 5 章 特別研究学生

(取扱い要件等の準用)

第 28 条 第 12 条、第 14 条、第 15 条及び第 20 条の規定は、特別研究学生に準用する。
この場合において第 12 条、第 14 条及び第 15 条中「派遣特別研究学生」とあるのは「特別研究学生」と、第 14 条及び第 20 条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第 15 条中「派遣期間」とあるのは「受入れ期間」とする。

(出願手続)

第 29 条 特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、学期の始まる 1 月前までに、所属大学を通じて研究科長に提出しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

- 一 特別研究学生願 (別紙様式 7)
- 二 在学証明書
- 三 学業成績証明書
- 四 健康診断書
- 五 所属大学の研究科長の推薦書
- 六 その他本研究科が必要とする書類

(受入れの通知)

第30条 学長は、特別研究学生の受入れを許可したときは、所属大学に通知するものとする。

(指導教員等)

第31条 特別研究学生には、その研究課題に応じて、指導教員を指定する。

2 指導教員は、特別研究学生に対し、その指導上本学の特定の授業科目を受講することが適当と認めるときは、当該授業科目の担当教員と協議し、他の学生の教育に支障のない範囲においてその受講を認めることができる。

(学生証)

第32条 特別研究学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(施設等の利用)

第33条 特別研究学生として入学を許可された者は、他に規定がある場合を除き、本学の施設等を利用することができる。

(費用の負担)

第34条 研究指導に要する費用は、特別研究学生の負担とすることがある。

第6章 雑則

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に研究科の開設準備行為として行った令和4年度の入学者選考、入学手続き等については、この規程に基づき行ったものとみなす。

別紙様式1

他の大学院への派遣学生願

令和 年 月 日

香川大学長 殿

創発科学研究科創発科学専攻
学籍番号
氏名、
保証人氏名、
現住所
郵便番号
電話番号（ ）

下記のとおり他の大学院の授業科目の履修をいたしたく御許可くださるよう、保証人連署をもってお願いいたします。

記

1. 理由

2. 履修希望大学院、研究科及び専攻
大学大学院

研究科

専攻

3. 履修希望期間 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

4. 履修希望授業科目、単位及び担当教員名等

授業科目	単位	担当教員	曜日	時限	年度	期別

5. 履修時の予定住所等

住所

電話番号（ ）

上記学生が標記履修することについて承諾します。指導教員氏名

印

別紙様式2

他の大学院の授業科目履修報告書

令和 年 月 日

香川大学長 殿

創発科学研究科創発科学専攻
学籍番号
氏名、
現住所
郵便番号
電話番号（ ）

下記のとおり他の大学院の授業科目の履修期間を終了しましたので、報告いたします。

記

1. 履修大学院、研究科及び専攻

大学大学院

研究科

専攻

2. 履修期間 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

3. 履修授業科目、単位及び担当教員名等

授業科目	単位	担当教員	曜日	時限	年度	期別

(注) 学業成績証明書を添付すること。

派遣特別研究学生願

令和 年 月 日

香川大学長 殿

創発科学研究科創発科学専攻
学籍番号
氏名、
保証人氏名、
現住所
郵便番号
電話番号（ ）

下記のとおり他の大学院等の研究指導を受けたく御許可くださるよう、保証人連署をもってお願いいたします。

記

1. 理由

2. 派遣希望大学院等
大学大学院 研究科 専攻
研究所 部門等

3. 派遣希望期間 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

4. 研究課題及び希望する指導教員等名

研究課題	希望する指導教員等	備考

5. 派遣時の予定住所

住所 電話番号（ ）

上記学生が標記履修することについて承諾します。 指導教員氏名 印

別紙様式 4

派遣特別研究学生研究報告書

令和 年 月 日

香川大学長 殿

創発科学研究科創発科学専攻
学籍番号
氏名

下記のとおり研究を終了しましたので、報告します。

1. 研究課題及び指導教員等名

研究課題	指導教員等	備考

2. 派遣大学院等

大学大学院
研究所 部門等

研究科

専攻

3. 派遣期間 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

4. 研究成果の概要等

--

別紙様式5

派遣特別研究生研究指導報告書

令和 年 月 日

香川大学長 殿

他の大学院等の長

下記の者に係る研究指導を終了しましたので、報告します。

1. 所属大学院専攻・氏名
香川大学創発科学研究科創発科学専攻
氏 名

2. 受入れ大学院等
大学大学院 研究科 専攻
研究所 部門等

3. 研究課題及び指導教員等名

研究課題	指導教員等	備考

4. 研究指導期間 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

5. 研究指導の概要及び所見

--

特別聴講学生願

令和 年 月 日

香川大学長 殿

本人氏名 男・女
 生年月日 年 月 日
 現住所
 郵便番号
 電話番号 ()
 保証人氏名
 現住所
 郵便番号
 電話番号 ()

下記により貴学創発科学研究科の授業科目を履修いたしたく御許可くださるよう、保証人連署をもってお願いいたします。

記

1. 履修希望研究科及び専攻等
創発科学研究科創発科学専攻

2. 履修希望期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

3. 履修希望授業科目、単位及び担当教員名等

授業科目	単位	担当教員	曜日	時限	年度	期別

4. 在籍大学院、研究科及び専攻
大学大学院 研究科 専攻

特別研究学生願

令和 年 月 日

香川大学長 殿

本人氏名 男・女
生年月日 年 月 日
現住所
郵便番号
電話番号 ()
保証人氏名
現住所
郵便番号
電話番号 ()

下記により貴学大学院創発科学研究科で研究指導を受けたく御許可くださるよう、保証人連署をもってお願いいたします。

記

1. 研究希望期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

2. 研究課題及び希望する指導教員名

研究課題	指導教員等	備考

3. 研究内容

--

4. 所属大学院

大学大学院

研究科

専攻

5. 研究時の予定住所等

住所

電話番号 ()

(趣旨)

第1条 香川大学大学院学則（以下「学則」という。）第67条第2項の規定に基づき、創発科学研究科における研究生に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 研究生として入学を出願できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 一 大学院修士課程を修了した者又はこれに準ずる者
- 二 大学を卒業した者又はこれに準ずる者であって、本研究科において研究生として適当と認められた者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

- 一 研究願（別紙様式1）
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- 四 健康診断書
- 五 その他研究科長が必要と認める書類

(選考及び入学の許可)

第4条 前条の入学を志願する者の選考は、研究科において行う。

- 2 前項の選考の結果、合格となった者は指定の期日までに入学手続きを行うものとする。
- 3 前項の入学手続きをした者の入学許可は、研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の時期)

第5条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りではない。

(研究期間)

第6条 研究期間は、入学が許可された年度内とする。ただし、引き続き研究することを願ったときは、1年以内に限り、研究期間の延長を許可することがある。

(指導教員)

第7条 研究生は、指導教員のもとに研究に従事しなければならない。

- 2 指導教員は、研究科長が定める。

(講義等への出席)

第8条 研究生は、研究科長の許可を得て、研究事項に関連のある講義に出席することができる。ただし、単位を修得することはできない。

(研究の終了等)

第9条 研究生が研究期間を終了した場合には、研究の概要及び成果を指導教員を通じて研究科長に提出しなければならない。

2 前項の研究の成果について、研究生が証明を願い出たときは、研究科長は研究証明書（別紙様式2）を交付することができる。

（退学）

第10条 研究生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

（研究許可の取消し）

第11条 研究生が次の各号の1に該当するときは、学長は研究の許可を取り消すことができる。

- 一 研究生としての本分に反する行為があると認められたとき。
- 二 病気その他の理由により研究継続の見込みがないと認められたとき。
- 三 授業料の納付の義務を怠ったとき。

（授業料等の納付）

第12条 検定料、入学料及び授業料の額は、学則第57条関係別表第2に規定する額とする。

2 授業料は、それぞれの在学予定期間に応じ、6月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事由があっても返還しない。

（雑則）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に研究科の開設準備行為として行った令和4年度の入学者選考、入学手続き等については、この規程に基づき行ったものとみなす。

別紙様式1

研 究 願

年 月 日

香 川 大 学 長 殿

氏名

印

下記により、貴学大学院創発科学研究科研究生として、入学を志願しますので、許可
くださるようお願いいたします。

記

研究事項	
研究期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (か月)
希望する指導教員	
備 考	

研究証明書

氏 名 年 月 日 生

上記の者は、本学において 年 月 日から 年 月 日までの間、大学院創発科学研究科研究生として、下記事項に関する研究に従事したことを証明する。

記

年 月 日
香川大学大学院創発科学研究科長

香川大学大学院創発科学研究科学学位授与審査細則

令和4年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、香川大学学位規則（以下「学位規則」という。）の規定に基づき、香川大学大学院創発科学研究科（以下「研究科」という。）における学位授与審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において「修士」とは、学位規則第4条の規定に基づき授与される修士の学位をいう。

(学位論文の審査申請)

第3条 学位規則第7条第1項の規定により修士の学位を申請しようとする者（以下「審査申請者」という。）は、主指導教員の承認を得て学位審査申請書（別紙様式第1号）及び学位論文要旨（別紙様式第2号）に学位論文を添え、各系領域会議を経て、香川大学大学院創発科学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

2 提出する学位論文は正本1部、副本2部とする。ただし、必要に応じて、第5条第1項第1号に規定する審査委員数に対応した副本数を提出するものとする。

3 第1項に規定する申請は、在学期間中に行うものとし、1月末日（第1学期末修了予定の者については6月末日）までに提出するものとする。ただし、提出締切日が休日に当たるときは、その翌日とする。

(審査の付託)

第4条 研究科長は、前条の申請を受理したときは、学位規則第9条第1項の規定に基づき、創発科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）を通じて各系領域会議に学位論文の審査及び最終試験の実施を付託する。

(審査委員の選定)

第5条 各系領域会議は、前条により審査を付託されたときは、次の各号に定めるところにより審査委員を選定する。

(1) 主査1人及び副査2人以上の計3人以上とする。ただし、副査は、分野の多様性も考慮し選定するものとする。

(2) 前号の主査1人及び副査1人は、研究科担当の教員とする。

(3) 主査は、当該学生の主指導教員を充てるものとする。

(4) 研究科長が有資格者と認めた場合は、他の研究科又は他大学の大学院若しくは研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を副査に加えることができる。

(5) 審査委員は、修士又は博士の学位を取得している者とする。

2 各系領域会議は、前項の審査委員を選出するため、審査申請者ごとに学位論文審査委員候補者を選定し、審査委員候補者一覧表（以下「一覧表」という。）（別紙様式第3号）により、研究科長に提出するものとする。

3 研究科長は、前項の一覧表を研究科教授会に提出するものとする。

4 研究科教授会は、第2項の一覧表に基づき、審査委員を選出する。

(学位論文発表会)

第6条 各系領域会議は、学位論文発表会（以下「発表会」という。）を開催するものとする。

2 各系領域会議は、発表会の日程を、学位論文発表会日程表（別紙様式第4号）により研究科長に報告し、研究科長は、発表会の日程を関係者に周知するものとする。

(学位論文審査等の実施)

第7条 審査委員は、学位論文等を受理した日から速やかに学位論文の審査及び最終試験を実施する。

2 前項の最終試験は、学位論文等の内容を中心として、これに関連する授業科目について、筆記又は口述により行う。なお、この最終試験は、前条第1項に規定する学位論文発表会をもって代えることができる。

3 第1項の学位論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。
(学位論文の審査結果等の報告)

第8条 主査は、各系領域会議の議を経て、学位論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文の審査結果の要旨及び学位の最終試験の結果の要旨(別紙様式第5号)をもって、研究科長に報告するものとする。

(学位授与の審議)

第9条 研究科長は、前条の報告に基づき、学位授与審議資料(以下「審議資料」という。)(別紙様式第6号)を作成し、研究科教授会に提出するものとする。

2 研究科教授会は、前項の審議資料に基づき、本研究科修了の審議を行うとともに、学位を授与すべきか否かを審議する。

(学位授与の審議結果の報告)

第10条 研究科長は、前条の審議結果を学位規則第16条に基づき速やかに学長に報告するものとする。

(学位論文の保管)

第11条 学位授与の対象となった学位論文は、各系領域において保管するものとする。

(実施細目)

第12条 この細則に定めるもののほか、学位審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

学位論文審査申請書

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

審査申請者
令和 年度入学
創発科学研究科創発科学専攻
学籍番号
氏名

㊞

香川大学大学院創発科学研究科学位授与審査細則第3条の規定に基づき、下記題目の学位論文（正本1部、副本2部）を提出いたしますので、御審査くださいますようお願いいたします。

記

学位論文 題 目	
-------------	--

主指導教員承認 氏名

㊞

別紙様式第2号

学位論文要旨

創発科学研究科創発科学専攻		年 月 日入学
学籍番号		年 月 日修了
氏 名		指導教員
論文題目 (和文)		
論文題目 (英文)		

審査委員候補者一覧表

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

創発科学研究科 系領域長
氏名 ㊟

香川大学大学院創発科学研究科学学位授与審査細則第5条第2項の規定に基づき、学位論文審査委員候補者について、下記のとおり選定いたします。

記

審査申請者 (学籍番号)	学位論文題目	主査	副査	副査

学位論文発表会日程表

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

創発科学研究科 系領域長
氏名

㊞

香川大学大学院創発科学研究科学位授与審査細則第6条第2項の規定に基づき、学位論文審査及び最終試験、学位論文発表会の日程について、下記のとおり報告いたします。

記

審査申請者 (学籍番号)	論文審査及び最終試験	学位論文発表会
	日時 場所	日時 場所
	日時 場所	日時 場所
	日時 場所	日時 場所
	日時 場所	日時 場所
	日時 場所	日時 場所
	日時 場所	日時 場所

学位論文の審査結果の要旨及び
学位の最終試験の結果の要旨

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

所属
主査 氏名 ㊟

所属
副査 氏名 ㊟

所属
副査 氏名 ㊟

香川大学大学院創発科学研究科学学位授与審査細則第8条の規定に基づき、学位論文の審査及び最終試験の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

学位論文 審査申請者 (学籍番号)	
学位論文題目	

審査結果の要旨		
審査 結果	学位論文	
	最終試験	

学位授与審議資料

専攻

整理 番号	入学年度 (学籍番号)	氏 名	学位論文題目	審査委員		学位論文審査及び 最終試験結果		修得単位数		学 位 授与の 可 否
						学位論文 審 査	最終試験	必修	選択	
1				主査						
				副査						
2				主査						
				副査						
3				主査						
				副査						
4				主査						
				副査						
5				主査						
				副査						

創発科学研究科学学位論文審査基準及び審査体制・方法に関する要項

令和4年4月1日
創発科学研究科

香川大学大学院創発科学研究科学学位授与審査細則に基づき、創発科学研究科各系領域会議共通の学位論文の審査基準及び審査体制・方法を以下のとおり定める。

1. 学位論文審査基準

1) 学術論文

(1) テーマ設定

- ① 当該分野の発展への貢献
当該分野の研究に新しい知見を提供することによって、学術的発展又は実践的発展への貢献が認められること。
- ② オリジナリティ
関連する先行研究との関係において、独創性あるいは独自性が認められること。

(2) 研究内容とその記述

- ① 目的の明示
研究の目的が明確に述べられており、的確な問題意識に基づいて適切な課題を設定していること。
- ② 研究方法の妥当性
研究テーマや研究目的を達成するのにふさわしい研究方法が採られており、その研究方法が明確かつ具体的に記述されていること。
- ③ 研究倫理
研究に係わる倫理上の問題への考慮・対応が十分であること。
- ④ 記述法・ルール
学位論文としての体裁が整っており、表現・表記法が適切で、構成の体系性が確保されていること。なお、資料及び先行研究の取扱いが適切であること。
- ⑤ 結果の考察とまとめ
研究の目的、問題意識に照らして意味のある結果と含意を導出しており、結果及び分析・考察の展開が論理的かつ説得力があること。また、研究全体の論理の一貫性が保たれていること。

(3) 成果

- ① 成果の水準
当該分野において有意義な知見や発見を提供していること。
- ② 創発科学の観点
創発科学に対する貢献が示されていること。

2) リサーチ・ペーパー

(1) テーマ設定

- ① 当該課題の重要性
実務的あるいは実践的、社会的に重要な課題を、当該分野の観点から取り扱っていること。
- ② 当該課題の理解や解決への貢献
当該課題に固有の問題の特定や、課題への理解の深化、当該課題の解決に貢献していること。

(2) 研究内容とその記述

- ① 目的の明示
研究目的が、明確に示されていること。
- ② 研究方法の妥当性
研究目的を達成するのにふさわしい研究方法を選択していること。
- ③ 研究倫理
研究にかかわる倫理上の問題について十分に考慮していること。
- ④ 記述法・ルール
文献や資料、事例の調査・分析が適切に記述され、それらに基づいて、論理的、説得的な記述が行われていること。
- ⑤ 結果の考察とまとめ
当該課題に関する調査・分析結果について、研究目的に則して有意義な形で考察が行われていること。

(3) 成果

- ① 成果の水準
文献や資料、事例等の適切な調査・分析を通じて、当該課題に固有の問題の特定や、当該課題への理解の深化に資する論述、あるいは当該課題の解決指針や個別の解決策の提示が行われていること。
- ② 創発科学の観点
創発科学に対する貢献が示されていること。

2. 審査体制・方法

(1) 審査体制

学位論文の審査は、指導教員を含む創発科学研究科教授会で選出された3名以上の審査委員により行う。

(2) 審査方法

審査委員は、提出された学位論文を上記の審査基準に基づき審査し、基準をすべて満たしたものを合格とする。

3. その他

- ①学位論文審査基準、成果及び審査体制・方法の詳細については、系領域会議において別に定めることができる。
- ②学位論文の作成要領については、系領域会議において別に定めることができる。

香川大学大学院創発科学研究科修士課程における
優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮修了に関する内規

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、香川大学大学院学則（以下「学則」という。）第43条第1項ただし書の規定に基づき、香川大学大学院創発科学研究科において優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程修了（以下「早期修了」という。）の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(早期修了見込者の推薦及び審査依頼)

第2条 指導教員は、学則第43条第1項ただし書に規定する「優れた研究業績を上げた者」に該当すると認められる者（以下「早期修了見込者」という。）があるときは、早期修了見込者に係る次の各号に掲げる書類を添え、香川大学大学院創発科学研究科長（以下、「研究科長」という。）に推薦するとともに、審査を依頼する。ただし、第2号及び第3号の書類については、別に審査用として必要部数を提出するものとする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 早期修了に関する推薦書（別紙様式第1） | 1部 |
| (2) 学位論文の概要（別紙様式第2） | 1部 |
| (3) その他各系領域長が必要と認める書類等（参考資料添付可） | 各1部 |

(推薦及び審査依頼の時期)

第3条 前条に規定する推薦及び審査依頼の時期は、原則として学位論文の審査の申請時期の1月以前とする。

(審査の付託)

第4条 研究科長は、第2条に規定する推薦及び審査依頼があったときは、当該系領域長に優れた研究業績を上げた者として早期修了候補者に該当するか否かについての審査を付託する。

(審査委員会と審査)

第5条 当該系領域長は、前条に規定する審査を行うために、早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を組織し、委員会は、原則として、系領域長を含めた3人以上の審査委員（以下「委員」という。）によって構成する。委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、系領域長を充てるものとする。また、必要がある場合は、他の研究科又は他の大学の大学院若しくは研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を委員に含めることができる。

2 審査において優れた研究業績を上げた者として早期修了候補者に該当する者とは、次の各号に掲げる要件すべてを満たす者とする。

- (1) 当該課程において所定の単位を修得し、又は修得する見込みが確実であり、修得単位及びその成績等から学業成績が優秀であると認められること。
- (2) 研究業績が極めて優れており、権威ある学術雑誌等に投稿し、査読の結果受理された論文が1編以上あること。

3 前項に規定する審査基準のほか、審査を行うに当たっての必要な事項等については、各系領域で定めるものとする。

4 委員会は、審査を付託された日から原則として2週間以内に、早期修了見込者が優れた研究業績を上げた者として早期修了候補者に該当するか否かを前2項に基づき審査し、早期修了に関する審査の結果報告書（別紙様式第3）により、研究科教授会に報告するものとする。

（審査決定と結果の通知）

第6条 研究科長は、前条に規定する報告に基づき、早期修了見込者が優れた研究業績を上げた者として早期修了候補者に該当するか否かを研究科教授会で審議の上、決定する。

2 研究科長は、前項の結果を速やかに指導教員に通知するものとする。

（学位審査論文の提出）

第7条 早期修了候補者に該当すると判断された者は、香川大学大学院創発科学研究科学学位授与審査細則第3条に規定する学位論文審査の申請書類を研究科長に提出することができる。

（雑則）

第8条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第1

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

指導教員 氏名 ㊞

早期修了に関する推薦書

下記の者は、優れた研究業績を上げた者と認め、香川大学大学院学則第43条第1項ただし書に規定する早期修了に関する推薦書類を提出いたしますので、審査くださるようお願いいたします。

記

1. 推薦する学生氏名等

①学籍番号・氏名

学籍番号

氏 名

②早期修了予定課程・専攻名

専攻

③入学年月日

令和 年 月 日

④修了予定年月日

令和 年 月 日

2. 研究内容の説明

3. 推薦理由（不足する場合は、別紙に記入すること。）

学位論文の概要

指導教員氏名

㊞

学位論文題目	
学位論文の概要	

早期修了に関する審査の結果報告書

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

(早期修了審査委員会)

審査委員 (系領域長)

所属

氏名

㊟

審査委員

所属

氏名

㊟

審査委員

所属

氏名

㊟

香川大学大学院学則第43条第1項ただし書に規定する早期修了に係る審査について、下記のとおり審査結果を報告いたします。

記

審査 結果	審査年月日	令和 年 月 日
	被推薦者 (学籍番号)	
	修了予定課程 ・専攻名	専攻
	審査の結果と その要旨	早期修了候補者に 該当する ・ 該当しない (該当するものを○で囲むこと。) ----- (審査の結果の要旨) 別紙のとおり

別 紙

審査の結果の要旨

被推薦者（学籍番号）

学位論文題目

香川大学大学院創発科学研究科長期履修学生取扱細則

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学大学院学則（以下「学則」という。）第34条及び香川大学大学院創発科学研究科規程第6条の規定に基づき、香川大学大学院創発科学研究科（以下「本研究科」という。）における学生が職業を有している等の事情により、学則第17条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する学生（以下「長期履修学生」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(長期履修学生の申請有資格者)

第2条 長期履修学生になることを申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）又は、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者（有職者であることにより社会人特別選抜に出願し、合格した者で、入学後も職業を有している者を含む。）
- (2) 家事、育児、親族の介護等、前号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると本研究科において認められた者
- (3) その他やむを得ない事由により、修学に重大な影響があると本研究科において認められた者

(教育課程)

第3条 長期履修学生に係る教育課程は、本研究科が定めた教育課程を弾力的に運用するものとする。

(長期履修の期間等)

第4条 長期履修の期間は、4年を限度として、1年を単位として認めるものとし、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）とする。

- 2 長期履修学生の1年間に履修登録できる授業の単位数は、修士課程にあつては、20単位を限度とする。

(申請手続等)

第5条 本研究科の入学者選抜試験合格者（以下「合格者」という。）で長期履修学生を希望する者は、あらかじめ、指導教員の承認を得た上で、2月末日までに申し出なければならない。

2 本研究科に在学する者（最終年次に在学する者を除く。）で長期履修学生を希望する者は、あらかじめ、指導教員の承認を得た上で、1年次の2月末日までに申し出なければならない。

3 前2項の申出は、次の各号に定める書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1-1、又は1-2）
- (2) 長期履修学生履修期間（申請・短縮・延長）理由書（別紙様式2）
- (3) 長期履修計画書（別紙様式3）
- (4) 長期履修が必要であることを証明するもの（在職証明書（別紙様式5又は別紙様式6）等）

（長期履修期間の短縮又は延長）

第6条 長期履修学生で特別な事情があると認めるときは、長期履修期間の短縮又は延長を研究科長の議を経て1回に限り認めることがある。

2 前項の規定により長期履修期間の短縮又は延長を認める場合の期間については、第4条の規定を準用する。この場合において、長期履修期間の短縮を認めることができる期間は、標準修業年限に1年を加えた期間までとする。

3 第1項の規定により長期履修期間のうち、残存期間の1年短縮を希望する者は、あらかじめ、指導教員の承認を得た上で、長期履修期間の終了する日の2年前の学年における2月末日までに、「長期履修学生履修期間変更願」（別紙様式4）に「長期履修学生履修期間（短縮）理由書」（別紙様式2）、長期履修期間の短縮が必要であることを証明する書類等を添えて、研究科長に申し出なければならない。

4 第1項の規定により長期履修期間のうち、残存期間の延長を希望する者は、あらかじめ、指導教員の承認を得た上で長期履修期間の終了する日の1年前の学年における2月末日までに、長期履修学生履修期間変更願（別紙様式4）に長期履修学生履修期間（延長）理由書（別紙様式2）、長期履修期間の延長が必要であることを証明する書類等を添えて研究科長に申し出なければならない。

（長期履修学生の決定）

第7条 研究科長は、前2条の申出があったときは、教務委員会の審査の上、長期履修学として認めるか否かを決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に研究科の開設準備行為として行った令和4年度の入学者選考、入学手続き等については、この規程に基づき行ったものとみなす。

合格者申請用

(別紙様式1-1)

長期履修学生申請書

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

氏名 (ふりがな)

生年月日

(男・女)

受験番号

香川大学大学院創発科学研究科 (入学手続予定)

保証人氏名

印

長期履修学生として許可していただきたく、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

入学年月	令和 年 月 入学
長期履修計画による 修了予定年月	令和 年 月 修了予定
長期履修計画による 修学予定年数	年
現住所	〒 TEL (-)
在学中の勤務先 (職種)	
在学中の勤務先所在地	〒 TEL (-)
主指導予定教員氏名※	印

※主指導予定教員氏名は、当該教員に署名してもらうこと。

添付書類

1. 長期履修学生履修期間 (申請・短縮・延長) 理由書 (別紙様式2)
2. 長期履修計画書 (別紙様式3)
3. 長期履修が必要であることを証明するもの (在職証明書 (別紙様式5) 等)

在学者申請用

(別紙様式1-2)

長期履修学生申請書

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

氏 名 (ふりがな)

生年月日 (男・女)

学籍番号

香川大学大学院創発科学研究科創発科学専攻

保証人氏名 印

長期履修学生として許可していただきたく、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

入学年月	令和 年 月 入学
長期履修計画による 修了予定年月	令和 年 月 修了予定
長期履修計画による 修学予定年数	年
現住所	〒 TEL (-)
在学中の勤務先 (職種)	
在学中の勤務先所在地	〒 TEL (-)
主指導教員氏名※	印

※主指導予定教員氏名は、当該教員に署名してもらうこと。

添付書類

1. 長期履修学生履修期間 (申請・短縮・延長) 理由書 (別紙様式2)
2. 長期履修計画書 (別紙様式3)
3. 長期履修が必要であることを証明するもの (在職証明書 (別紙様式5) 等)

(別紙様式2)

長期履修学生履修期間（申請・短縮・延長）理由書

専攻	創発科学研究科創発科学専攻
受験番号（合格者申請） 又は 学籍番号（在学者申請）	
氏名（ふりがな）	
申請理由を具体的に記入してください。	

(別紙様式3)

長期履修計画書

専攻	創発科学研究科創発科学専攻
受験番号 (合格者申請) 又は 学籍番号 (在学者申請)	
氏名 (ふりがな)	
<p>履修・研究計画等</p> <p>(履修計画及び本研究科において取り組みたい研究課題を含めて記載してください。なお、履修計画及び取り組みたい研究課題については、申請する在学期間それぞれの年度別に記入してください)</p>	

(別紙様式4)

長期履修学生履修期間変更(短縮・延長)願

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

氏 名 (ふりがな)

生年月日 (男・女)

学籍番号

香川大学大学院創発科学研究科創発科学専攻

保証人氏名 印

長期履修期間の(短縮・延長)を、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

許可されている 長期履修期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 [年間]
変更後の 長期履修計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 [年間]
指導教員氏名	

添付書類

1. 長期履修学生履修期間(申請・短縮・延長)理由書(別紙様式2)
2. 長期履修計画書(別紙様式3)
3. 長期履修(短縮・延長)が必要であることを証明するもの(在職証明書(別紙様式6)等)

(別紙様式5)

合格者申請用

在職証明書

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

住 所

企業名等

証明者
(職名・氏名)

印

下記の者の在職経歴について証明します。

創発科学研究科創発科学専攻 (入学手続予定) 氏 名

異 動 年 月	在 職 経 歴 (所属等)
自： 年 月 至： 年 月	
自： 年 月 至： 年 月	
自： 年 月 至： 年 月	
自： 年 月 至： 年 月	

注：在職証明書の記入者は、勤務先の所属長又は本人を熟知し職場において指導的立場にある者としてします

(別紙様式6)

在職証明書

令和 年 月 日

香川大学大学院創発科学研究科長 殿

住 所

企業名等

証 明 者

(職名・氏名)

印

下記の者の在職経歴について証明します。

創発科学研究科創発科学専攻 氏 名

異動年月	在職経歴 (所属等)
自： 年 月 至： 年 月	
自： 年 月 至： 年 月	
自： 年 月 至： 年 月	
自： 年 月 至： 年 月	

注：在職証明書の記入者は、勤務先の所属長又は本人を熟知し職場において指導的立場にある者としてします。